

令和元年台風 19 号災害に対する義援金について



令和元年 10 月 12 日からの台風 19 号による災害について、連日報道等で流れる映像に心を痛めるとともに、被災者の方々の前向きな姿に何かできることはないかと思われている方も多いのではないのでしょうか？

そこで、義援金に対する税制上の取扱いについてご案内いたします。

税務上優遇措置の対象となる義援金は、その義援金等が最終的に義援金配分委員会に対して拠出されることが募金趣意書等において明らかにされているものとされています。

具体的には、日本赤十字社、中央共同募金会…等が、寄附金控除の対象となります。

義援金の領収書の添付など、所定の手続の資料を保管しておいてください。

>> 『日本赤十字社』の例 …※ 詳細は日本赤十字社ホームページをご参照ください。

■ ゆうちょ銀行(郵便局)

- ・ 郵便窓口での取扱いの場合、振替手数料は免除されます。
- ・ A T Mによる通常払込みやゆうちょダイレクトを利用する場合は振込手数料がかかります。
- ・ 郵便窓口でお受け取りする半券(受領証)が免税証明として利用できます。

■ 銀行振込

- ・ 振込をする際には、日本赤十字社のホームページから事前登録が必要になります。
- ・ 窓口やA T Mではご利用明細票が、インターネットバンキングは確認画面を印刷したものが、免税証明として利用できます。
- ・ ご利用明細票には、①寄付者 ②寄付した日 ③寄付金額 ④寄付先の口座番号(義援金専用口座)の記載が必要です。
- ・ 受領証を希望する場合、「受領証希望」の旨と、義援金名や氏名等を書いた紙を日本赤十字社パートナーシップ推進部あてにF A Xにて連絡をします。(受領証の発行には3ヶ月ほどの時間が必要です)
- ・ 金融機関によっては、振込手数料が別途かかる場合があります。

法人の場合

全額損金となります。

個人の場合

所得税法上の「特定寄付金」に該当します。
寄附金の額(限度は所得の40%) - 2,000円を所得から控除することができます。
※控除するには確定申告が必要です。



募金箱

義援金詐欺には充分注意しましょう！ 皆様の善意を無駄にしないためにも、しかるべき機関を通して義援金を送ることが大切です。

法人が被災された方々に対する 支援を行った際の税務の取扱いについて



被災された方への支援に関して事業者が支出する費用などの原稿の主な税務上の取り扱いについては、次の通りとなっていますので、ご参考にしてください。

① 「従業員に対する災害見舞金」

災害を受けた役員や従業員に対して災害見舞金や物品を支給した場合、その支給が

- (1) 被災した全従業員に対して被災した程度に応じた支給であり、合理的な基準であること
 - (2) その支給額は職制上の地位等に照らし被災に対する見舞金として社会通念上相当であること
- などの「一定の基準」に則ったものである場合、給与課税はされず、**福利厚生費**として処理することができます。

② 「災害見舞金に充てるために同業団体等へ拠出する分担金等」

所属する同業団体等の相互扶助契約に基づき拠出した分担金等は、**寄付金以外の費用**として経理処理できます。

③ 「取引先に対する災害見舞金等」

災害見舞金、事業用資産の提供、役務の提供の費用は**交際費以外の費用**として経理処理できます。

④ 「取引先に対する売掛債権の免除等」

売掛金、貸付金等を免除した場合、**交際費や寄付金以外の費用**とされます。リース料の全部又は一部を免除した場合の損金は**交際費等に該当しないもの**とします。既存契約の条件変更も同様です。

⑤ 「取引先に対する低利または無利息による融資」

被災取引先への低利、無利息の貸付は、**正常な取引条件で行われたもの**とされます。

⑥ 「自社製品等の被災者に対する提供」

自社の製品等を多数の被災者に提供するために要する費用は、**交際費、寄付金以外の費用**として経理処理できます。

このような情報が皆様の支援の一助となりましたら幸いです。